

令和 年 月 日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 (団体名) \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

## 市有財産一時借受申込書

裏面内容を順守し、下記のとおり市有財産を借り受けたく申込みいたします。  
記

- 1 使用目的 ( )  
(営利性 ☐ 営利 ☐ 非営利)

- 2 使用財産  
当てはまる部分に☑願います。

|      |                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用校  | <input type="checkbox"/> 旧大貫小学校 <input type="checkbox"/> 旧寺子小学校 <input type="checkbox"/> 旧穴沢小学校<br><input type="checkbox"/> 旧横林小学校 <input type="checkbox"/> 旧金沢小学校<br><input type="checkbox"/> 旧箒根中学校 <input type="checkbox"/> 旧塩原幼稚園／旧塩原小学校 |
| 使用施設 | <input type="checkbox"/> グラウンド ※旧塩原幼稚園／旧塩原小学校及び旧穴沢小学校については、グラウンドのみ利用可能です。<br><input type="checkbox"/> 体育館<br><input type="checkbox"/> 校舎<br><input type="checkbox"/> 駐車場                                                                     |

- 3 使用日時  
令和 年 月 日 ( )  
午前 ・ 午後 時 分 ～ 午前 ・ 午後 時 分

- 4 その他

(以下は記入しないでください。)

上記申込内容のとおり貸付を行うこととする。

貸付料 ☐有 (¥ 円) ※使用日から14日以内に指定納付書で支払い  
☐無

令和 年 月 日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

※担当課

### ※注意事項

- 施設の一時利用は、正式な利活用が決定するまでの期間までとなります。  
○施設は現状有姿での利用となります。施設や備品等の補修や修繕等はいりません。  
○令和7年4月1日より「市有財産一時借受申込書」申込窓口が次になります。  
那須塩原市共墾社108-2 本庁舎3階 財政課管財係 0287-62-7118

(裏面)

【順守事項】

1. 利用可能な曜日

月曜日から日曜日まで（休館日はありません）

2. 利用可能時間

午前9時から午後9時30分まで

時間外の利用を御希望の場合は、事前に相談すること。

3. 利用できる人

利用制限項目に該当しない市内外の個人、団体又は事業者

営利目的で利用する場合、有料での貸出。

4. 利用制限項目

- ・政治的又は宗教的活動にわたるおそれがあるとき
- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- ・特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持するおそれがあるとき
- ・市が適当でないと認めたとき

5. 一度の申請で予約が可能な範囲（定期的な利用を希望の場合）

一度の申請で予約が可能なのは、1か月分までとする。

- ・非営利で利用の場合：毎月申請書を提出することで、定期的な利用が可能。
- ・営利で利用の場合：連続での利用は1か月までとし、更新することは認めない。

6. 施設について

施設利用については、現状有姿での利用が原則となる。施設や備品等の補修や修繕等を行いますので、御了承ください。

7. 損害賠償について

利用者の利用方法等が原因による施設や備品等の破損があった場合には、修繕等の費用負担を求める場合があります。

8. 特記事項

- ・活動後の戸締り・備品等の整頓を徹底すること。
- ・貸付を受けた施設を他の者に転貸しないこと。

9. 貸付解除について

貸付後に「4.利用制限項目」に該当、又は「8.特記事項」に反する事由が確認された場合には、貸付を解除する場合があります。

10. その他

施設等に異常がある場合には、下記宛てに連絡すること。

那須塩原市教育委員会事務局

教育部 教育総務課 総務係

電話 0287-37-5231

FAX 0287-37-5479

Email [kyouikusoumu@city.nasushiobara.tochigi.jp](mailto:kyouikusoumu@city.nasushiobara.tochigi.jp)